

大阪府立大学工業高等専門学校教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 121

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 241

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 45 条の規定に基づき、教職員（就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇等を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤教職員等 大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。
- (2) 無期雇用教職員等 大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。
- (3) 特別養子縁組の監護期間中の子等 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組の監護期間中の子、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親（以下「養子縁組里親」という。）に委託されている子及び児童福祉法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親で養子縁組里親に準じる者に委託されている子をいう。
- (4) 育児介護休業規程 大阪府立大学工業高等専門学校教職員の育児・介護休業等に関する規程をいう。

(法令との関係)

第 3 条 教職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(日、週の定義)

第 4 条 この規程において、日は、特段の定めがない限り、0 時に始まり翌 0 時に終わる 24 時間を指し、週は、特段の定めがない限り、土曜日に始まり金曜日に終わる 7 日間を指すものとする。

第 2 章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第 5 条 教職員の始業及び終業の時刻は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、大阪府立大学工業高等専門学校教職員の再雇用に関する規

程第2条第3項に定めるパートタイム再雇用職員（以下「パートタイム再雇用職員」という。）の勤務時間は、1日当たり7時間45分以内及び1週間当たり37時間30分を超えない範囲において、個人別に定める。

- 3 業務の都合その他やむを得ない事情により、前2項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。

（休憩時間）

第6条 教職員の休憩時間は、別表第1のとおりとする。

- 2 業務の都合上、45分の休憩時間を別に割り振ることがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が6時間以下のパートタイム再雇用職員について、業務上必要がある場合は、休憩を与えないことがある。
- 4 1日の勤務時間が8時間を超えるときは、1時間の休憩時間（第1項の休憩時間を含む。）を勤務時間の途中で置くものとする。
- 5 休日に勤務する場合は、1日の勤務時間が6時間を超えるときは45分、8時間を超えるときは1時間の休憩時間を勤務時間の途中で置くものとする。

（出退勤の管理）

第7条 教職員の出退勤の管理は、別に定める方法によるものとする。

（休日）

第8条 次に掲げる日は教職員の休日とする。ただし、パートタイム再雇用職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができるものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（休日の振替等）

第9条 業務上必要がある場合は、前条に規定する休日を、あらかじめ別の日に振り替えること、又は当該勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日（労働基準法第35条に定める休日を除く。）に割り振ること（以下「休日の振替等」という。）がある。

- 2 休日の振替等は、就業規則第2条第2項に定める教員においては勤務することを命ずる必要がある日の前日を起算日とする4月前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4月後までの期間内、就業規則第2条第3項に定める職員においては勤務することを命ずる必要がある日の前日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内に行わなければならない。
- 3 休日の振替等を行う場合には、休日の振替等を行った後において、休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

ならない。この場合の4週間の起算日は、毎年4月1日とする。

- 4 4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第2項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

第3章 勤務時間の特例

(1ヶ月単位の変形労働時間制)

第10条 公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）は、業務の運営上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第2章の規定に関わらず、1ヶ月以内の一定期間を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、別に割り振ることができる。

(休憩時間)

第11条 別表第1に掲げる教職員の勤務時間の全部又は一部が午後10時以降から翌日の午前5時までの間に割り振られているものについては、当該勤務時間のうちに15分の休憩時間を置く。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第12条 教職員が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することを必要とする場合には、当該業務に通常必要とされる時間を勤務したものとみなす。

(監督又は管理の地位にある教職員の勤務時間)

第13条 この章及び前章の規定にかかわらず、監督又は管理の地位にある教職員については、業務に支障のない範囲内で、始業及び終業の時刻の決定を当該教職員に委ねるものとする。

- 2 前項の監督又は管理の地位にある教職員は、別表第2に掲げる職にある教職員をいう。

第4章 時間外、深夜、休日勤務

(時間外、休日の勤務)

第14条 業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は休日に勤務を命じることがある。

- 2 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第32条に定める時間（以下「法定労働時間」という。）を超えた時間又は同法第35条に定める休日に勤務を命じることがある。
- 3 3歳に満たない子（特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。以下この条について同じ。）の養育又は家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う教職員が、当該子を養育するために又は当該対象家族を介護するため

に請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。

- 4 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う教職員が、当該子を養育するために又は当該対象家族を介護するために請求をした場合は、法定労働時間を超える勤務については、1月について24時間、1年について150時間を超えてはならない。
- 5 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う教職員が請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。）の業務には従事させない。

（非常災害時の勤務）

第15条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、前条の規定にかかわらず、臨時に所定の勤務時間を超え又は第8条の休日に勤務を命じることがある。

- 2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

第5章 宿日直

（宿日直勤務）

第16条 第2章から第4章までの規定による勤務のほか、所定の勤務時間以外の時間又は休日において宿直勤務又は日直勤務を命じることがある。

第6章 休暇

（休暇）

第17条 教職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

（年次有給休暇）

第18条 年次有給休暇は、1の年（次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める期間をいう。以下同じ。）における休暇とし、その日数は1の年において、20日とする。

- (1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 1月1日から12月31日まで
 - (2) 教職員となる前日に引き続く非常勤教職員等又は無期雇用教職員等の期間がある教職員 これらの期間（さらにその前に引き続く教職員、非常勤教職員等又は無期雇用教職員等の期間がある場合は当該期間を含めた期間。）の始期において、本条及び大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則第47条により決定された期間
- 2 前項の規定にかかわらず、新たに教職員（次項に定めるものを除く。）となった者のその年における年次有給休暇の日数は、別表第3のとおりとする。
 - 3 次の各号に該当する場合は、当該教職員となった年における年次有給休暇の日数については、当該法人等から付与された年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し与える

ものとする。

(1) 本法人の教職員が、就業規則第 18 条の転籍出向の規定により国、地方公共団体及び他法人等の役職員となり、本法人の教職員に復職した場合

(2) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定または人事交流等により大阪府若しくは大阪市の職員又は国の職員から引き続き本法人の教職員となった場合

4 第 1 項の規定にかかわらず、育児短日数勤務をしている者の年次有給休暇の日数は、1 の年において、育児短日数勤務中の勤務形態に応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 育児介護休業規程第 17 条第 1 号アの勤務形態 16 日

(2) 育児介護休業規程第 17 条第 1 号イの勤務形態 12 日

5 第 1 項の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員の年次有給休暇の日数は、別に定める。

6 第 1 項から第 5 項までの規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、1 の年における年次有給休暇の日数を、20 日を超えない範囲で理事長が定めることができるものとする。

（年次有給休暇の単位）

第 19 条 年次有給休暇の単位は、1 日、半日又は 1 時間とする。

2 前項にかかわらず、パートタイム再雇用職員については、1 日の所定勤務時間が固定されており、かつ、4 時間以上である者に限り、年次有給休暇を半日又は 1 時間単位で取得できる。

（半日単位の年次有給休暇）

第 20 条 半日単位の年次有給休暇は、始業時刻から起算して 4 時間を前半日、終業時刻から起算して 4 時間を後半日とする。

2 第 24 条の規定により半日単位の年次有給休暇を繰り越す場合は、半日単位とする。

（時間単位の年次有給休暇）

第 21 条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は 1 の年につき 5 日以内とする。

2 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1 日分の年次有給休暇に相当する時間数を、8 時間とする。

3 前項の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員が年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1 日分の年次有給休暇に相当する時間数を、1 日の所定の勤務時間数（1 時間未満の端数がある場合はこれを 1 時間とする。）とする。

4 半日又は 1 時間単位年次有給休暇は、1 日につき双方を合わせて 2 回までとする。

（年次有給休暇の手続き）

第 22 条 教職員は、年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ上司に申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ること

ができる。

- 2 年次有給休暇が10日以上付与された教職員に対しては、付与日から1年以内に、当該教職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、法人が教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、前項の規定により教職員が年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(年次有給休暇の時季変更権)

第23条 年次有給休暇は、教職員の請求する時季にこれを与えるものとする。ただし、このため、業務の正常な運営に支障があると認める場合においては、他の時季に与えることがあるものとする。

(年次有給休暇の繰り越し)

第24条 1の年の末日までに取得されなかった年次有給休暇は、当該1の年に新たに付与された年次有給休暇（本条の規定により繰り越されたものを含めない。）の日数を上限とし、次の1の年に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第25条 次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の有給の特別休暇を与える。ただし、大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「給与規程」とする。）において、休暇の一部を無給とする定めのある場合はこの限りでない。

- (1) 教職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (2) 教職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
- (4) その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (5) 風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める時間
- (6) 教職員が選挙権その他公民としての権利（次項第1号に定める場合を除く。）を行使する場合 必要と認める期間又は時間
- (7) 教職員が国会、地方公共団体の議会、裁判所その他官公署において裁判員、証人、鑑定人、参考人としての職務その他公の職務に従事する場合（次項第2号に定める場合を除く。） 当該業務に従事する期間又は時間
- (8) 教職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 当該教職員が請求した期間（4月1日から翌年3月31日までの間につき13回を限度とし、1回につき2日を

上限とする。)

- (9) 妊娠中の教職員が保健指導又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査をいう。以下同じ。）を受ける場合 別表第 4 に掲げる回数 of 保健指導又は健康審査（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところの保健指導又は健康審査）を受けるために、1 回につき 1 日以内で必要と認める時間
- (10) 妊娠中の教職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められ、当該混雑を避ける場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- (11) 妊娠中の教職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難である場合 1 回の妊娠につき 2 週を超えない範囲内で必要と認める期間
- (12) 分べんする教職員が分べん予定日（早産又は死産の場合で、医師等の診断書等により分べんの日が明らかな場合にあっては当該分べんの日）以前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、16 週間）以内の期間について申し出た場合 分べんの日までの申し出た期間
- (13) 教職員が分べんした場合 分べんの日 of 翌日から、前号に掲げる休暇の取得の開始日（前号に掲げる休暇を取得していない場合にあっては、分べんの日 of 翌日）から計算して 16 週間（多胎妊娠の場合にあっては、24 週間）を経過する日までの期間。ただし、当該期間が、分べんの日から計算して 8 週間を下回る場合は、8 週間（分べんの日から 6 週間を経過した教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く場合を除く。）とする。
- (14) 分べんした場合で医師の診断書等により、前 2 号の期間を超えてなお休養が必要と認められる場合 1 週間以内で必要と認める期間
- (15) 産後 1 年以内の教職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 1 回（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数）につき 1 日以内で必要と認める時間
- (16) 妊娠第 11 週までに流産した場合 2 週間以内で必要と認める期間
- (17) 出産する場合で、流産、死産その他やむをえない事情により、第 12 号又は第 13 号の期間により難しい場合 産前産後を通じて 16 週（多胎妊娠の場合にあっては 24 週間）を越えない範囲内で必要と認める期間
- (18) 教職員が生後満 1 年 6 月に達しない子（特別養子縁組の監護期間中の子等及び配偶者の子を含む。以下この条において同じ。）を育てる場合 1 日 4 回あわせて 2 時間を超えない範囲内で必要と認める時間
- (19) 小学校就学 of 始期に達しない子を育てる教職員が当該子を保育所等へ送迎するために必要と認められる場合 1 日につき 30 分の範囲内で所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて必要と認める時間

- (20) 中学校就学の始期に達しない子を養育する教職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（その養育する中学校就学の始期に達しない子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間
- (21) 要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者）にある家族（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の世話（要介護者の介護、通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者に必要な世話をいう。）を行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間
- (22) 乳幼児である家族（配偶者の子を含む。）に母子保健法に基づく健康診査を受けさせる場合その他家族の健全育成のために必要と認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき1日以内で必要と認める期間
- (23) 教職員が結婚する場合 婚姻届を提出した日又は挙式の日（その他一般に婚姻が認知される日を含む。）の1週間前の日から6月を経過する日までの間につき6日
- (24) 忌引の場合 別表第5に定める期間
- (25) 教職員の配偶者の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 配偶者の分べんにかかる入院等の日から当該分べんの日後2週間を経過するまでの期間につき3日以内の期間又は時間
- (26) 配偶者が分べんする場合において、その分べんにかかる子又は小学校の始期に達するまでの子を養育する教職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 分べんにかかる子を養育する場合は当該出産の日後16週間を経過する日までの期間における5日以内で必要と認められる日又は期間、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合は配偶者の出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における5日以内で必要と認める期間又は時間
- (27) 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
- (28) 教職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のた

- めの末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ない認められる場合 必要と認める期間又は時間
- (29) 就業規則第 61 条第 1 項第 1 号の規定に基づき就業を禁止された場合 必要と認める期間又は時間
- (30) 教職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間において 5 日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (31) 人工透析を受ける必要があるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1 回につき 4 時間を超えない範囲内で必要と認める時間
- (32) 4 月 1 日（以下「基準日」という。）において勤続 5 年以上で、年齢が 40 歳又は 50 歳の者が心身の活力の維持及び増進を図る場合 基準日から 2 年を経過する日までの期間内で連続する 5 日を越えない範囲内で必要と認める期間
- (33) 障がいのある者が身体障害者補助犬の貸与を受けるため又は補装具若しくは日常生活用具の給付等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 最小限度必要と認める期間又は時間
- (34) その他理事長が休暇を付与することがやむを得ない特別の事由があると認める場合 必要と認める期間又は時間
- 2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の無給の特別休暇を与える。ただし、第 1 号及び第 2 号の規定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき大阪府又は大阪市から派遣された職員には適用しない。
- (1) 衆議院議員、参議院議員、並びに地方公共団体の議会の議員及び長（以下「公職」という。）の選挙に立候補する場合 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条から第 86 条の 4 までの規定による立候補等の届出の日から選挙の期日までの期間
- (2) 前号に定める公職に従事する場合 必要と認められる期間
- (3) 生後満 1 年 6 月から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合 勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日 4 回あわせて 2 時間を超えない範囲内で必要と認める時間
- (4) 通勤事情等により、小学校又は児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設及びこれに類する施設に子を送りに行くため又は迎えに行くために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいてそれぞれ 60 分以内で必要と認める時間
- (5) 疾病若しくは負傷により日常生活に支障がある親族の看護のため、又は高齢により日常生活に支障がある父母（配偶者の父母を含む）を介護するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日を通じて 30 分以内

- (6) 配偶者、2親等内の親族及び配偶者の父母の配偶者を介護するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき断続的に30回以内、1日又は1日以内で必要な時間
 - (7) 要介護状態にある家族を介護する場合 対象となる家族1人につき介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該対象となる家族に係る介護休業を申し出た期間を除く。）内において所定の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、必要な時間（15分単位）。ただし、前項第17号及び本項第3号の特別休暇を取得している場合は、当該特別休暇を合わせて2時間を超えない範囲内で、必要な時間について15分を単位として行うものとする。時間単位の介護休業を取得している教職員（要介護状態にある家族が2人以上いる場合に限る。）は、当該時間単位の介護休業を合わせて4時間を超えない範囲内で、必要な時間について15分を単位として行うものとする。
 - (8) 学校教育法に規定する高等学校、短期大学、大学又は大学院（夜間に授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に限る。）に通学する場合 所定の勤務時間の終わりにおいて1回につき2時間を超えない範囲内で必要と認める時間
 - (9) 生理日に勤務することが著しく困難な場合（前項第8号の期間の上限を超える場合）当該教職員が請求した期間
 - (10) その他理事長が休暇を付与することがやむを得ない特別の事由があると認める場合必要と認める期間又は時間
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、特別休暇のうち前2項各号において日数の定めのあるものについて、当該日数を超えない範囲で理事長が定めることができるものとする。

（特別休暇の単位）

第26条 前条第1項第20号、第21号、第25号及び第26号の特別休暇の取得単位は、1日又は1時間とする。

2 前条第1項第30号の特別休暇の取得単位は、1日又は半日とする。

3 第21条第2項及び第3項の規定は、1時間を単位とする特別休暇について準用する。

（特別休暇と1時間単位の年次有給休暇等の併用の制限）

第27条 第25条第1項第10号の特別休暇は、半日又は1時間を単位とする年次有給休暇を取得する場合において、それに引き続いて取得することができない。

2 1時間を単位とする特別休暇と半日又は1時間を単位とする年次有給休暇を同一日に取得する場合においては、特別休暇と年次有給休暇を合わせて3回以内までとする。

3 第25条第1項第19号の特別休暇は、同条第1項第18号及び第2項第3号の特別休暇を合わせて取得する場合においては、1日4回合わせて2時間を超えない範囲とする。

（特別休暇の手続き）

第28条 特別休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得な

なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

(病気休暇)

第 29 条 教職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を与えることができる。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。

(病気休暇の手続き)

第 30 条 病気休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

2 前項の請求にあたっては、病気休暇の期間に応じて次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 負傷又は疾病による休暇が連続して 7 日以上に及ぶとき 期間を明記した医師の診断書

(2) 前号に定めるとき以外のとき 医師の診断を受けた事実が証明できる書類又はその写し

3 前項の規定にかかわらず、上司が求めるときは、診断書その他負傷又は疾病の状況を証明できる書類を提出しなければならない。

第 7 章 職務専念義務の免除

(職務専念義務の免除)

第 31 条 教職員は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、理事長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 厚生に関する事項についての計画の実施に参加する場合 必要と認める期間又は時間

(2) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（当該労働協約により給与を減額しないで活動を行う定めをしているものに限る。） 必要と認める期間又は時間

(3) 勤務時間内に兼業する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。） 必要と認める期間又は時間

(4) 本法人又は本法人以外のものの主催する講演会等において、学術等に関し、講演等を行う場合 必要と認める期間又は時間

(5) 教職員が本法人の敷地内において、赤十字血液センターの実施する献血に協力する場合 必要と認める時間

(6) その他理事長が勤務しないことがやむを得ない特別の事由がある場合 必要と

認める期間又は時間

- 2 前項に定めるほか、教職員は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、理事長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。この場合、給与規程に定めるところにより、給料及び諸手当を減額するものとする。
 - (1) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（前項第2号に掲げるものを除く。） 必要と認める期間又は時間
 - (2) 病気休職から復職する教職員に関して、復職後、一定期間勤務時間を短縮する必要があると認められる場合 職場復帰した日以降1月（産業医等の意見を踏まえ、理事長が特に必要と認める場合は、職場復帰した日から3月を限度として延長することができる）の間において、1日につき所定の勤務時間の始めから又は終わりまで引き続く4時間30分を超えない範囲内で必要と認める時間
 - (3) 勤務時間内に兼業する場合（前項第3号に掲げるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。） 必要と認める期間又は時間
 - (4) その他理事長が勤務しないことがやむを得ない特別の事由があると認める場合 必要と認める期間又は時間

第8章 母性健康管理

（妊産婦である教職員の就業制限等）

- 第32条 妊娠中の教職員及び産後1年を経過しない教職員（以下「妊産婦である教職員」という。）には、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。
- 2 第10条の定めによって勤務時間又は休日を割り振られた妊産婦である教職員が請求した場合には、1日について8時間、1週について40時間を超えて勤務させない。
 - 3 妊産婦である教職員が請求した場合には、所定の時間を超える勤務及び休日の勤務をさせない。
 - 4 妊産婦である教職員が請求した場合には、深夜における業務には従事させない。

（妊産婦である教職員の業務軽減等）

- 第33条 妊産婦である教職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

（妊娠中の教職員の勤務時間の変更等）

- 第34条 妊娠中の教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは当該教職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間休憩させるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(用語の定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (2) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (3) 旧就業規則 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則をいう。
- (4) 旧府大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
- (5) 旧市大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
- (6) 高専承継教職員 この規程の施行の日の前日に旧府大法人に在籍し、合併前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継された者をいう。
- (7) 府大承継教職員 この規程の施行の日の前日に旧府大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継された者をいう。
- (8) 市大承継教職員 この規程の施行の日の前日に旧市大法人に在籍し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継された者をいう。
- (9) 高専区分教職員 この規程が適用される教職員で、大阪府立大学工業高等専門学校事業場で勤務する者（前 3 号の教職員を除く。）をいう。
- (10) 旧勤務時間等規程 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程をいう。
- (11) 旧府大勤務時間等規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (12) 旧市大勤務時間等規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (13) 再雇用職員 大阪府立大学工業高等専門学校職員の再雇用に関する規程第 2 条第 1 項に規定する再雇用職員

(承継教職員の適用)

3 高専承継教職員、府大承継教職員及び市大承継教職員について、次の表に定めるとおり、本規程の規定の一部は、取扱いの終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始までの取扱い欄のとおり取り扱う。

(1) 高専承継教職員

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 8 条及び第 9 条	旧勤務時間等規程第 7 条、第 8 条、第 14 条及び第 15 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日

第 18 条から第 24 条まで	旧勤務時間等規程第 18 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 25 条(第 1 項第 12 号、第 13 号、第 22 号から第 25 号まで、第 27 号及び第 31 号を除く。)から第 28 条まで	旧勤務時間等規程第 20 条(第 1 項第 3 号を除く。)を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 29 条及び第 30 条	旧勤務時間等規程第 19 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 31 条(第 1 項第 5 号を除く。)	旧就業規則第 32 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(2) 府大承継教職員

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 8 条及び第 9 条	旧府大勤務時間等規程第 7 条、第 8 条、第 14 条及び第 15 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 18 条から第 24 条まで	旧府大勤務時間等規程第 18 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 25 条(第 1 項第 12 号、第 13 号、第 22 号から第 25 号まで、第 27 号及び第 31 号を除く。)から第 28 条まで	旧府大勤務時間等規程第 20 条(第 1 項第 3 号を除く。)を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 29 条及び第 30 条	旧府大勤務時間等規程第 19 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 31 条(第 1 項第 5 号を除く。)	旧府大法人就業規則第 32 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(3) 市大承継教職員

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 8 条及び第 9 条	旧市大勤務時間等規程第 6 条及び第 7 条	令和 4 年 3 月 31 日

条	条を適用する。	
第 18 条から第 24 条まで	旧市大勤務時間等規程第 21 条から第 25 条までを適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 25 条から第 28 条まで	旧市大勤務時間等規程第 26 条から第 27 条までを適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 29 条及び第 30 条まで	旧市大勤務時間等規程第 28 条及び第 28 条の 2 を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 31 条	「職務専念義務の免除」を「勤務しないことの承認」と読み替え、旧市大勤務時間等規程第 19 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(高専区分教職員の適用)

- 4 この規程の施行日以後に採用される教職員のうち、高専区分教職員について、次の各項に定めるとおり、本規程の一部は、取扱いの終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、その間、適用開始までの取扱い欄のとおり取り扱う。

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 8 条及び第 9 条	旧勤務時間等規程第 7 条、第 8 条、第 14 条及び第 15 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 18 条から第 24 条まで	旧勤務時間等規程第 18 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 25 条(第 1 項第 12 号、第 13 号、第 22 号から第 25 号まで、第 27 号及び第 31 号を除く。)から第 28 条まで	旧勤務時間等規程第 20 条(第 1 項第 3 号を除く。)を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 29 条及び第 30 条	旧勤務時間等規程第 19 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 31 条(第 1 項第 5 号を除く。)	旧就業規則第 32 条を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(再雇用職員の適用)

- 5 再雇用職員について、次の表に定めるとおり、本規程の一部は、取扱いの終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始までの取扱い欄のとおり取り扱う。

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 8 条及び第 9 条	旧勤務時間規程第 7 条、第 8 条、第 14 条及び第 15 条の規定を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 18 条から第 24 条まで	旧勤務時間規程第 18 条の規定を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 25 条(第 1 項第 12 号、第 13 号、第 22 号から第 25 号まで、第 27 号及び第 31 号を除く。)から第 28 条まで	旧勤務時間規程第 20 条(第 1 項第 3 号を除く。)の規定を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 29 条及び第 30 条	旧勤務時間規程第 19 条の規定を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 31 条(第 1 項第 5 号を除く。)	旧就業規則第 32 条の規定を適用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(高専承継教職員の年休付与期間)

- 6 高専承継教職員に第 18 条第 1 項の規定を適用する場合において、同項に規定する 1 の年は、旧勤務時間等規程第 18 条第 1 項の規定により決定された期間とする。

附 則 (令和 2. 3. 31 規程 71)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2. 10. 30 規程 244)

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3. 8. 31 規程 241)

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1

教職員の区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
教員(A勤務)	8時	16時30分	12時20分から13時5分まで
教員(B勤務)	8時45分	17時15分	
教員(C勤務)	9時30分	18時	

教員(D勤務)	10時30分	19時	
教員(E勤務)	11時30分	20時	
職員(A勤務)	8時45分	17時15分	12時から12時45分まで
職員のうち窓口業務担当者			12時45分から13時30分まで
職員(B勤務)	9時30分	18時	12時から12時45分まで
職員のうち窓口業務担当者			12時45分から13時30分まで
職員(C勤務)	10時30分	19時	12時から12時45分まで
職員のうち窓口業務担当者			12時45分から13時30分まで

別表第2

組織名	職名
公立大学法人大阪	
事務局	
高専事務部	事務部長 課長
大阪府立大学工業高等専門学校	校長、副校長

別表第3

新たに教職員となった日の属する月	日数
1月	20日
2月	18日
3月	17日
4月	15日
5月	13日
6月	12日
7月	10日
8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日

1 2 月	2 日
-------	-----

別表第 4

妊娠週数	回数
妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週間に 1 回
妊娠 36 週から出産まで	1 週間に 1 回

別表第 5

死亡した者	期間	
	血族	姻族
配偶者	10 日	
父母	8 日	3 日
子	8 日	3 日
祖父母、曾祖父母	3 日	1 日
孫、曾孫	1 日	—
兄弟姉妹	3 日	1 日
伯叔父母	1 日	1 日
甥、姪、いとこ	1 日	—